

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 2月 2日

水戸地方裁判所土浦支部

裁判所書記官 益 子 成 人

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 2月 27日から 令和 8年 3月 6日まで
開札期日	日 時 令和 8年 3月 13日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所土浦支部
売却決定 期日	日 時 令和 8年 4月 3日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所土浦支部
特別売却 実施期間	令和 8年 3月 16日から 令和 8年 3月 17日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 ただし、特別売却は金銭又は執行裁判所が相当と認める有価証券
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 2月 2日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、入札期間及び特別売却実施期間の最終日は午後5時までです。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1,060,000 848,000	一括	212,000	16,641	0
1	540,000				
2	520,000				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 稲敷郡阿見町大字若栗字新山 |
| | 地 番 | 1 7 1 2 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 2 . 6 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 稲敷郡阿見町大字若栗字新山 1 7 1 2 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 1 7 1 2 番 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 0 . 1 6 平方メートル
2 階 2 4 . 8 4 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 7年11月25日

水戸地方裁判所土浦支部

裁判所書記官 益 子 成 人

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 稲敷郡阿見町大字若栗字新山 |
| | 地 番 | 1 7 1 2 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 2 . 6 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 稲敷郡阿見町大字若栗字新山 1 7 1 2 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 1 7 1 2 番 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 0 . 1 6 平方メートル
2 階 2 4 . 8 4 平方メートル |

令和 7 年 (ヌ) 第 14 号
令和 7 年 5 月 13 日受理
令和 7 年 6 月 **4** 日提出

現況調査報告書

水戸地方裁判所土浦支部

執行官 溝 井 隆 夫

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 稲敷郡阿見町大字若栗字新山 |
| | 地 番 | 1712番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 102.66平方メートル |
| 2 | 所 在 | 稲敷郡阿見町大字若栗字新山 1712番地1 |
| | 家屋 番号 | 1712番1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 40.16平方メートル
2階 24.84平方メートル |

(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■近隣者	1 対象の建物は数年前から空き家です。 2 前に住んでいたBさんが、建物内で亡くなっていたと聞きました。おそらく病死だったのではないかと噂です。 3 駐車場に停めてある自動車が動いていなかったため、近所の方が警察に通報し、発見に至ったと聞いています。 (令和7年5月14日聴取)
■A (所有者)	1 本件各物件については、私が知っていることは何もありません。 2 本件各物件の所在地に行ったことはありますが、私は県外で暮らしていますので、本件各物件については本当に何も知りません。弟のBが亡くなっていたことも知らなかったくらいです。 (令和7年5月16日電話聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 占有状況については、上記現場の状況、関係人の陳述、不動産登記記録や公課証明書の記載内容などから、2枚目記載のとおりであると判断した。
- 3 法務局から得られたのBの死亡届記載事項証明書には、自然死（疑い）である旨が記載されていた。また、死亡推定日から5日後に阿見町保健福祉部長名にて死亡届が提出されていた。
- 4 本件建物内では1階の部屋に雨漏り跡が見受けられた。
- 5 本件土地は雑草が生い茂り、地表を確認することができないところがあった。

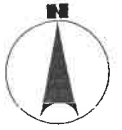
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年 5 月 13 日(火)	当 庁	☒ 阿見町に対し公課証明書等交付 申請書送付 (回答あり) ☒ Aへ照会書面送付 (回答あり)
令和7年 5 月 14 日(水) 10:00-10:30	物件所在地	☒ 物件確認 ☒ 外観写真撮影 ☒ 近隣者聴取
令和7年 5 月 15 日(木) 11:50-11:55	阿見町役場	Bの戸籍謄本取得
令和7年 5 月 16 日(金) 14:30-14:40	当 庁	関係人電話聴取
令和7年 5 月 21 日(水)	当 庁	水戸地方法務局土浦支局へBの死亡 届記載事項証明書交付申請書送付
令和7年 6 月 3 日(火) 09:40-10:20	物件所在地	☒ 立入調査 ☒ 写真撮影 ☒ 評価人同行
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を 同行して臨場した。 ☒ 令和 7 年 6 月 3 日 目的物件は不在で施錠されていたため、立会人 C を立ち会わせ、技術者による 解錠のうえ建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

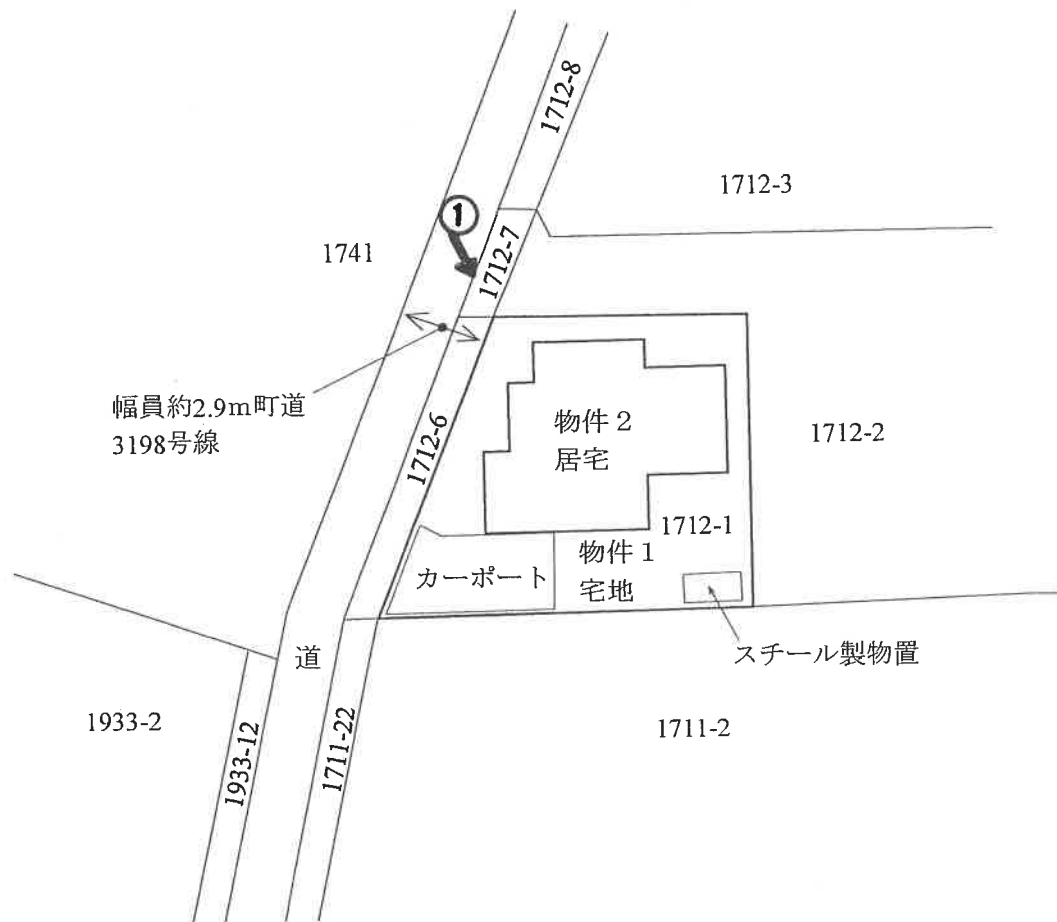
(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図

縮尺 1 : 250



←○写真撮影位置方向



【登記記録上】

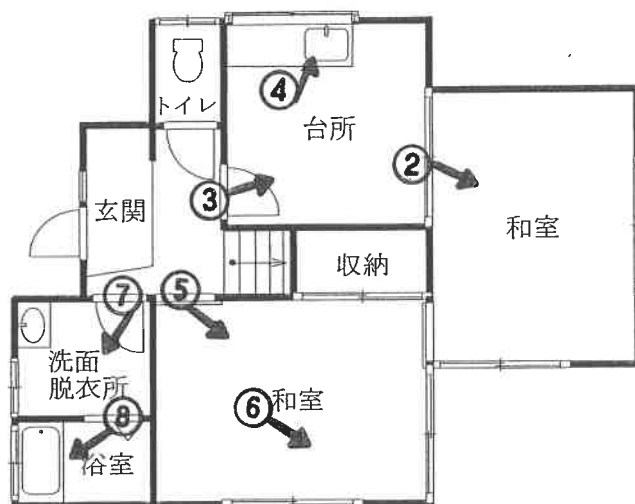
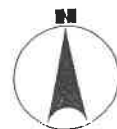
地番	地目	所有者
1712-6	宅地	稲敷郡阿見町

※この図面は現地調査等により作成した概略図であり、境界を確定した実測図ではありません。

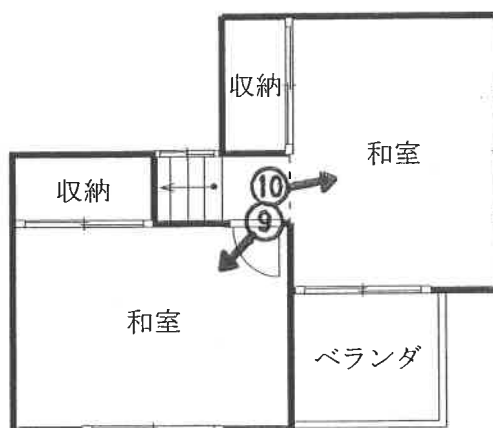
間 取 図

物件2 居宅

←○写真撮影位置方向



1階 床面積 40.16㎡



2階 床面積 24.84㎡

※図面と現況が異なる場合は現況優先となります。

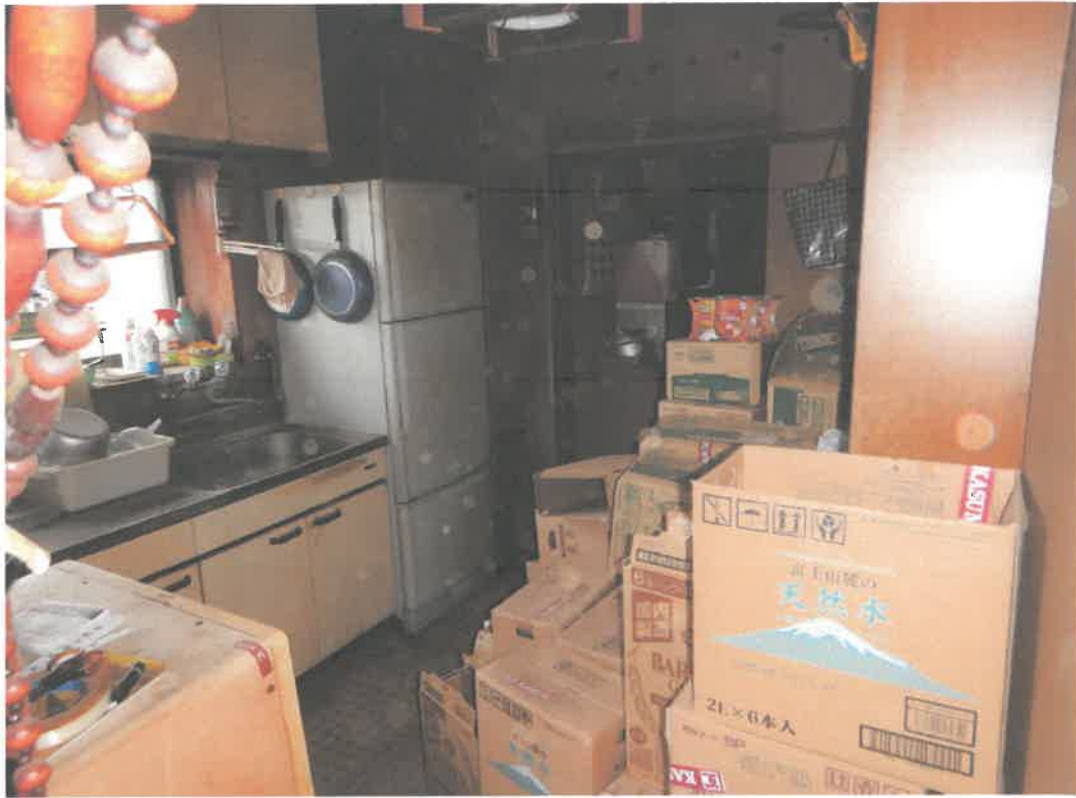
(7 枚目)

①



②





③



④



⑤



⑥

雨漏り跡



⑦



⑧



⑨



⑩

令和 7年（又）第 14号
令和 7年 5月13日 受 命
令和 7年 6月 3日 現地調査
令和 7年 6月 6日 評 価
令和 7年 6月 9日 提 出

水戸地方裁判所 土浦支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
和野 雅

第1 評価額

一 括 価 格		
金 1, 0 6 0, 0 0 0 円		
内 訳 価 格		
物件 1 (土地)	金	5 4 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金	5 2 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当の割付と超過売却（民事執行法73条）の判定を行うことの参考として、一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地番目積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 番 号 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり	

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	JR常磐線「荒川沖」駅の東方約6.1km（道路距離） 関東鉄道「阿見中央公民館」バス停の北東方約300m（道路距離）	
付 近 の 状 況	一般住宅、共同住宅が建ち並ぶ住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率	市街化区域 工業地域 指定 60% 指定 200%
画 地 条 件	地積 : 102.66㎡ 形状 : ほぼ台形 地勢 : 概ね平坦 高低差: 接面道路と概ね等高 接面道路との関係: 中間画地 間口奥行: 概ね別添「土地建物位置関係図」の通り	
接面道路の状況	西側約2.9m舗装町道 (建築基準法第42条2項道路に該当) ※詳細は特記事項①参照	
土地の利用状況等	物件2建物の敷地として利用されている。 (物件2建物の法定地上権の成立を考慮して評価する。) ※建物の配置等は概ね別紙「土地建物位置関係図」の通り。	
供給処理施設	上水道: あり ガス配管: なし 下水道: あり (注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役所等での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。 ※実際の接続・利用の可否、それに伴う各種費用負担・手続き等に関しては関係各所においての詳細調査を要することにご留意下さい。	

特 記 事 項	①接面する町道の範囲は地図（法第14条第1項）上の「道」及び地番1712番6が該当する。一方で建築基準法第42条2項道路の範囲は地図（法第14条第1項）上の「道」のみが該当する。よって、本件土地において建築確認を申請する際には、地番1712番6に占用許可を得て接道要件を満たす手続きが必要になるとのことである。また、セットバックは「道」の中心線から2m部分が対象となる。 詳細は県南県民センター建築指導課及び阿見町役場道路課にご確認下さい。 ②敷地内は雑草が生い茂り地表が確認できない箇所があったことにご留意下さい。 ③埋蔵文化財包蔵地に該当しないが、「地蔵久保遺跡」に隣接しているため、建築等に当たっては照会が必要となる。詳細は阿見町役場生涯学習課にご確認下さい。 ④阿見町役場上下水道課によると上水道及び下水道を使用した履歴はないとのことである。 ⑤目視による現地調査の範囲においては、土壌汚染の存在等については特に確認できなかった。但し、評価人としての調査には限界がある為、詳細については別途専門家による調査を要する。実際に存した場合（産業廃棄物等を含む）における負担額等の全てを担保できるか否かは不明であるのでご留意下さい。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日（登記記載） 昭和60年 6月14日新築 経過年数 約40年 経済的残存耐用年数 満了
仕 様	構 造 木造 屋 根 瓦葺 外 壁 サイディング張 内 壁 塗壁 等 天 井 化粧合板 等 床 畳 等 設 備 給排水衛生工事、電気工事 等 （※1）仕様は目視確認の範囲によるもので推定を含む。 （※2）競売手続きにおいては、建物に附属する各種付帯設備等 の動作確認が出来ないため、正常に作動するか否かは不明 である。
床面積（現況）	第3項目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	階層 地上2階建 現況用途 居宅 間取り 間取図参照
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	本件建物所有者が居宅として占有している。
特 記 事 項	①建築確認等の概要（県南県民センター建築指導課に聴取） ・建築確認：昭和60年1月10日、阿第353号 ・検査済証：記録なし ②建物内部は生活雑貨等が散乱しており、床面の状況が確認でき ない箇所があったことにご留意下さい。 ③関係人の陳述によると過去に前所有者が建物内で亡くなってい た経緯があるとのことである。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	21,500	1.00	102.66	0.70	1,550,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 阿見-1

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $21,100\text{円}/\text{㎡} \times 100.6/100 \times 100/103.0 \times 100/96.0 = 21,500\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位+3

◇地域格差：街路条件+1.0 環境条件▲5.0

イ 個別格差：必要なし

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 建物価格（物件2）

当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	195,000	65.00	0.01	130,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：65.00㎡

ウ 現 価 率

経過年数40年、経済的全耐用年数20年、経済的残存耐用年数0年、
 観察減価及び中古建物の市場性減価20%、残価率1%、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

・ 現価率 = {残価率1% + (1-1%) × (経済的残存耐用年数0年 / 経済的全耐用年数20年)} × (1-観察減価20%) = 0.01

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	1,550,000	0.45	法定地上権	700,000

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	1,550,000	-700,000		0.90	0.70	540,000
2	130,000	+700,000	1.00	0.90	0.70	520,000
一括価格（合計）						1,060,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：前所有者が建物内で亡くなっていた経緯があることによる市場性の減退を考慮した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 阿見-1

所 在：阿見町大字若栗字西神田1339番15外
地 目：宅 地
価 格：21,100円／㎡
位 置：JR常磐線「荒川沖」駅の東方約6.3km（道路距離）
価 格 時 点：令和 7年 1月 1日
地 積：346㎡
供給処理施設：水道, 下水道
接 面 街 路：南側4m町道
用途指定等：市街化区域 第1種住居地域（建蔽率60%、容積率200%）
地域の概要：住宅、アパート等が建ち並ぶ住宅地域

第7 附属資料

- ・ 物件目録
- ・ 物件位置図
- ・ 周辺見取図
- ・ 地図（法第14条第1項）写
- ・ 地積測量図写
- ・ 建物図面・各階平面図写
- ・ 土地建物位置関係図
- ・ 間取図

以 上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 稲敷郡阿見町大字若栗字新山 |
| | 地 番 | 1712番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 102.66平方メートル |
| 2 | 所 在 | 稲敷郡阿見町大字若栗字新山 1712番地1 |
| | 家屋 番号 | 1712番1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 40.16平方メートル
2階 24.84平方メートル |

物件位置図



地理院地図（電子国土web）

周辺見取図

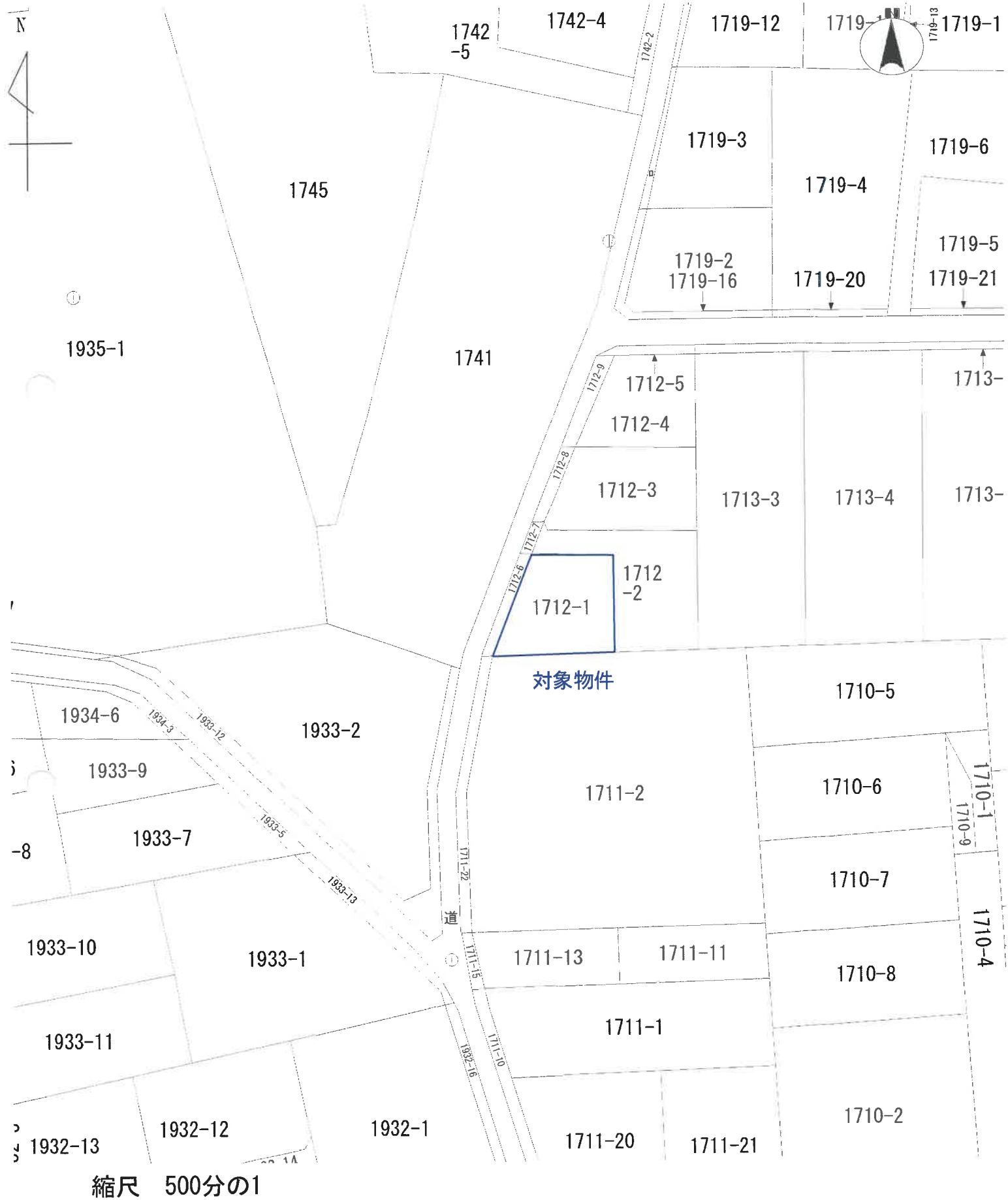


60m

1:1500

ZENRIN GISパッケージ
Z25BI第281号

地図(法第14条第1項)写



登記年月日：平成24年12月13日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(永戸地方法務局土浦支局管轄)
令和7年4月11日 東京法務局台東出張所

登記官

請求番号：14-2

地積測量図写

地番 1712-1, 1712-6 地積測量図 地図番号

土地の所在 稲敷郡阿見町大字若菜字新山

任意座標

基準点座標一覧表

点名	X座標	Y座標	備考
天王	2076.434	35149.787	三角点
MM211-9	2230.125	34804.619	国土地院測定点
MM213-4	2321.227	35172.914	国土地院測定点
T-4	2185.522	35033.742	国土地院測定点
C-1	2221.810	35041.858	概
C-2	2253.821	35053.039	概

求積表

地番	① 1712-1	Xn	Yn	Xn · (Yn+1 - Yn-1)	距離
N0		2224.028	35045.982	-27484.521772	10.738
C02		2214.030	35042.091	18894.52020	12.428
M15		2214.311	35054.516	27344.526539	9.718
M20		2224.029	35054.440	-18979.883486	8.458
			合計	-205.326659	
			面積	102.6633495	
			合計面積	102.6633495	
			地積	102.66 ㎡	

地番	② 1712-6	Xn	Yn	Xn · (Yn+1 - Yn-1)	距離
N0		2224.028	35044.776	-10653.258640	10.216
M22		2214.495	35041.102	-8553.075140	0.500
M38		2214.005	35041.804	2188.658945	1.001
C02		2214.030	35042.091	11021.41340	10.711
C03		2224.028	35045.982	-23.724315	1.206
			合計	11.821575	
			面積	11.821575	
			合計面積	11.82 ㎡	

測量年月日	平成22年11月30日
図係	

*この測量に使用した基本三角点等は地籍簿の公表成果を使用したものである。

任意座標

作製者

〒111-0000 東京都台東区 〇〇〇〇〇〇

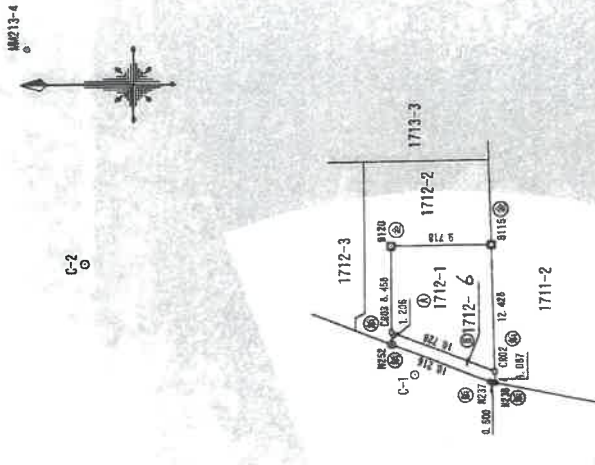
(平成23年 〇月 6日作製)

申請者
嘱託者

縮尺 1/500

被代位者

境界点	石	瓦	塼	杭
⑤	〇	〇	〇	〇
⑥	〇	〇	〇	〇
⑦	〇	〇	〇	〇
⑧	〇	〇	〇	〇



登記年月日：昭和60年6月19日

整理番号 015978

各階平面圖

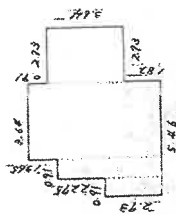
卷八

建各階平面圖

1712

家屋番号

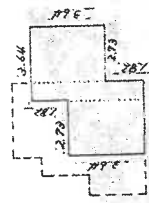
建造物の所在



0.91	x	2.73	=	24848
0.91	x	5.085	=	455455
3.64	x	6.39	=	231818
2.73	x	3.64	=	9972
				4014285

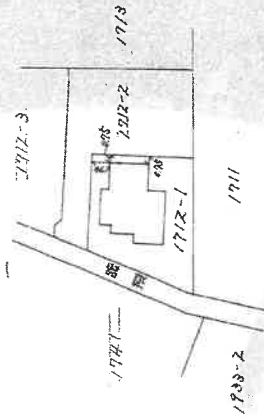
1階平面図

床面積 40.16 M²


$$\begin{array}{rcl} 2.73 & \times & 3.64 = 9.9372 \\ 0.91 & \times & 5.46 = 4.9686 \\ 2.73 & \times & 3.64 = 9.9372 \end{array}$$

2階平面図

床面積 24.84 M²



作者

土地調查士

(买城土地家屋调查士余用纸)

（龍井日）

縮尺 1/250

人壽甲申

縮

1/300

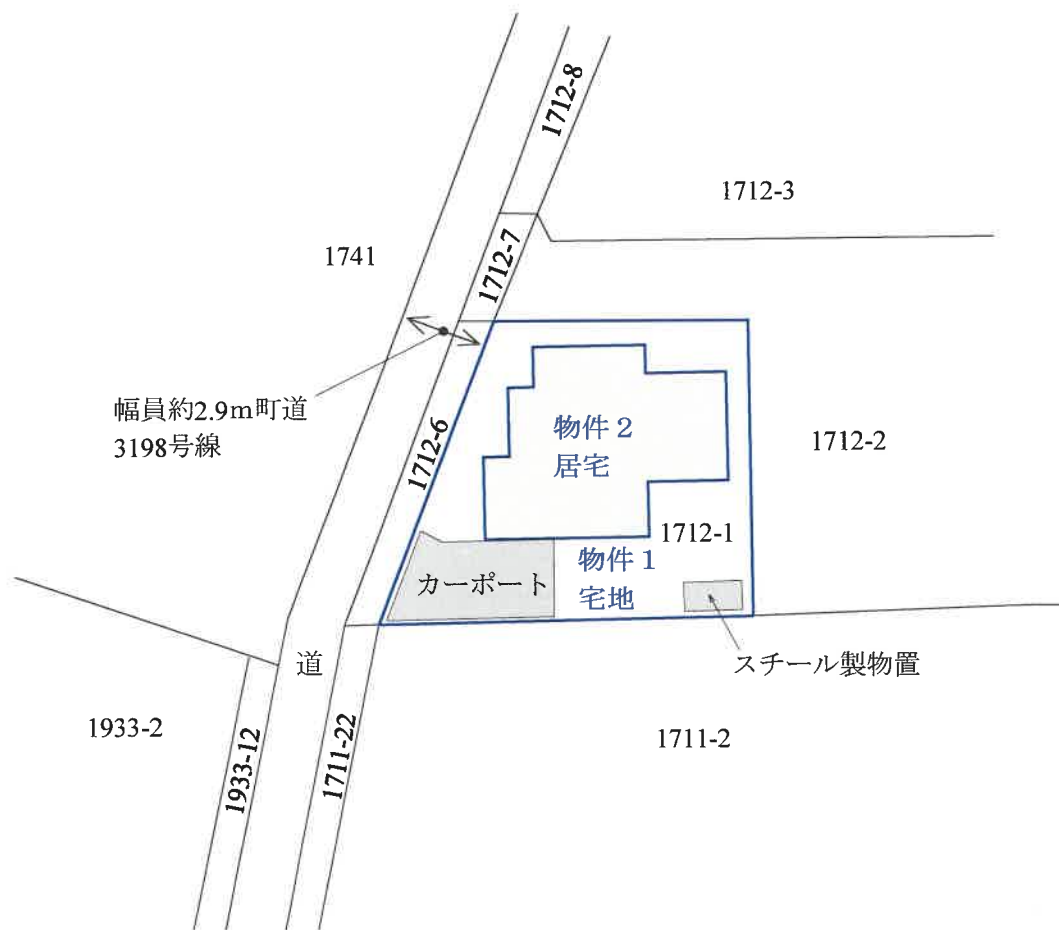
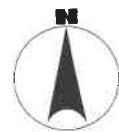
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(水戸地方法務局土浦支局管轄)
令和7年4月11日 東京法務局台東出張所

登記官

請求番号: 14-3

土地建物位置関係図

縮尺 1 : 250



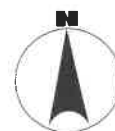
【登記記録上】

地番	地目	、所有者
1712-6	宅地	稲敷郡阿見町

※この図面は現地調査等により作成した概略図であり、境界を確定した実測図ではありません。

間 取 図

物件2 居宅



※図面と現況が異なる場合は現況優先となります。